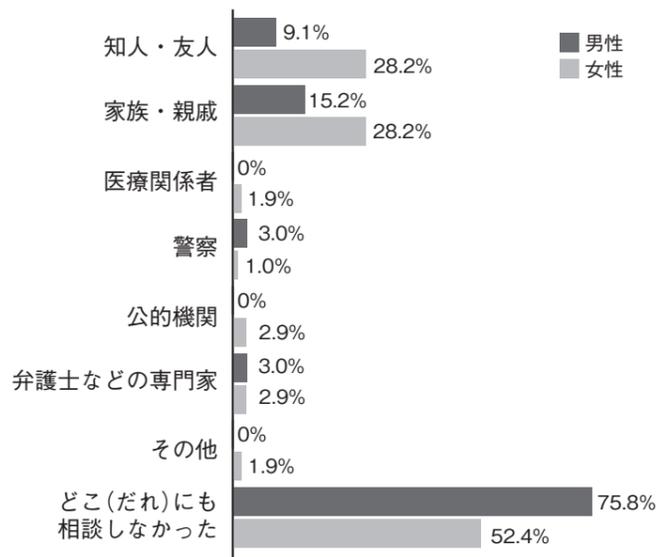


■「大したことない」「私さえがまんすれば」と思っていないですか？

◆DVを受けたことについて相談しましたか



DVの被害者の多くは、誰にも相談していないことがわかります。

市に相談される女性は年間20人ほど。悩んでいても「大したことない」「私さえがまんすれば」と思っているあなた。DVの被害者はあなただけではありません。あなたの子どもやご家族にも重大な影響を与えていることを考えてください。



今悩んでいるあなたへ。あなたを助ける窓口があります。
身近な人の小さな異変に気づいたら相談窓口へ

相談窓口		
相談機関	受付日時	電話番号
市役所	本庁・子育て支援課 平日午前8時30分から午後5時15分 女性相談員による対応は月・火・金	27-5400
	牛深支所・市民生活課 平日午前8時30分から午後5時15分 女性相談員による対応は月・水・木	73-2111 内線 111
熊本県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	平日午前8時30分から午後5時30分	女性相談 096(381)4454
	平日午前8時30分から午後10時 土・日・祝日午前9時から午後10時	DV相談 096(381)7110
	平日と土曜日午前9時から午後8時	思春期の性に関する悩み相談 096(381)4340
性暴力被害者のための サポートセンター ゆあさいどくまもと	24時間 (12月28日午後10時から1月4日午前10時を除く)	096(386)5555

女性のための女性弁護士による無料法律相談を奇数月の第3水曜日に、男女共同参画センター「ぼぼらす」で実施しています。

※相談には事前申込が必要です。

■事前申込先：本庁・子育て支援課（天草中央保健福祉センター内）☎275400

■受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分



【問い合わせ先】本庁・男女共同参画課(男女共同参画センターぼぼらす内) ☎238200

DV と思ったら まずは相談を!

ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人などの親密な関係にある人(パートナー)の間で起こる暴力「ドメスティック・バイオレンス(DV)」。市では本年1月、市内の20歳以上の男女2,000人を対象(回答者数725人)に、DVの実態について調査をしました(男女共同参画に関する市民意識調査)。

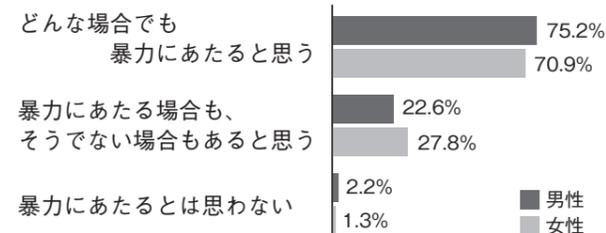
今号では、この調査結果で浮かび上がった本市におけるDVの問題点をお知らせします。



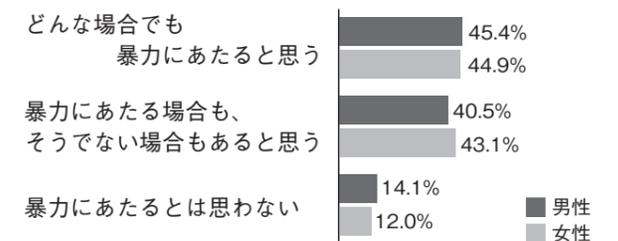
■DVに気づいていますか？

▽次のような行為をパートナーから行われたとき暴力にあたると思いますか？

◆平手で打つ



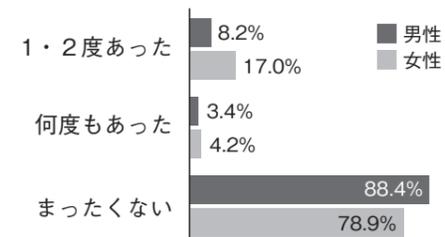
◆何を言っても長時間無視し続ける



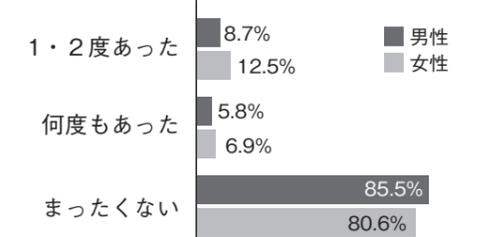
暴力とは、身体的に傷つけることだけではなく、精神的に追いつめる精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、避妊に応じてくれないなどの性的暴力などもあります。これらの行為は、相手の尊厳を傷つける重大な人権侵害です。

▽次のような行為をされたことがありますか？

◆なぐったり、けったり、つきとばしたりするなどの体に対する暴力を受けた



◆人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた



DVの被害者は女性とは限りませんが、女性の約5人に1人はDVを受けています。